

福岡広域都市計画高度地区・津屋崎都市計画高度地区に関する運用について（令和5年4月改訂版）より抜粋

福岡広域都市計画高度地区に関する基準

基準3（工場立地法の特定工場に関する基準）

1. 対象建築物

この基準を適用する建築物は、次の各号に掲げる建築物とする。

（1）工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条に規定する届出対象建築物

⇒（1）に該当。

2. 建築物の高さの最高限度

この基準を適用する建築物の高さの最高限度は、次の表に掲げる敷地面積の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる数値以下でなければならない。

| 建築物の敷地面積 | 建築物の高さの最高限度 |
|----------|-------------|
| 5,000㎡以上 | 22.5m       |

⇒5,000㎡以上（3.4ha）のため、最高限度22.5m。

3. 建築物の形態等

この基準を適用する建築物の形態、意匠等について福津市景観計画を遵守し、周辺との調和及び景観形成に配慮しなければならない。

⇒別途、景観条例に基づく手続きを実施。

4. 屋外広告物等

この基準を適用する建築物の緩和された高さ部分（12メートルまたは15メートル以上の部分）を利用して屋外広告物等を掲示してはならない。

⇒別途、屋外広告物条例に基づく手続き実施。なお、緩和された高さ部分については掲示しないことを確認済み。

## 都市計画概要図



| 分類     | 内容         |
|--------|------------|
| 都市計画区域 | 福岡広域都市計画区域 |
| 区域区分   | 市街化区域      |
| 用途地域   | 準工業地域      |
| 容積率    | 200        |
| 建ぺい率   | 60         |
| 高度地区   | 高度地区（15m）  |